「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。 (北海道指定 第0177400520号)

当施設はご契約者(利用者)に対して指定介護福祉施設サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明致します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が 対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

1.	施設経営法人1	
2.	ご利用施設1	
3.	居室の概要2	
4.	職員の配置状況3	
5.	当施設が提供するサービスと利用料金4	
6.	施設を退所していただく場合(契約の終了について)・7	
7.	身元引受人(残置物引取人)9	
8.	身体拘束原則禁止9	
9.	事故等の対応について9	
10.	苦情の受付について10	

社会福祉法人 揺 籃 会 特別養護老人ホーム清祥園

1. 施設経営法人

(1) 法人名 社会福祉法人 揺籃会

(2) 法人所在地 北海道深川市納内町2丁目2番20号

(3) 電話番号 0164-34-5635

(4) 代表者氏名 理事長 永 倉 隆太郎

(5) 設立年月日 昭和52年 1月30日

2. ご利用施設

(1)施設の種類 指定介護老人福祉施設(平成26年4月1日指定)

北海道指定 第0177400520号

(2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用

者)が、その有する能力に可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただ

き、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の 介護を必要とし、且つ、居宅においてこれを受けることが困難 な方がご利用いただけます。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 清祥園

(4) 施設の所在地 北海道深川市納内町北3番97号

(5) 電話番号 0164-24-3911

(6) 管理者氏名 施設長 山 崎 智 広

(7) 当施設の運営方針

- 1. 施設サービス計画 (ケアプラン) に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものである。
- 2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 3. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを 重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サ ービス事業者、他の介護老人保健施設、その他の保険・医療 又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (8) 開設年月日 平成26年 4月 1日
- (9)入所定員 100人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者(利用者)の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もございます。)

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	30室	【1F】 4室【2F】26室
《従来型個室》	3 0 主	面積:13.77㎡
2人部屋	٠. ب	【1F】 3室【2F】 2室
《多床室》	5 室	面積:平均12.87㎡
4人部屋	15室	【1F】 3室【2F】12室
《多床室》	10至	面積:平均11.40㎡
合 計	50室	【1F】10室【2F】40室
食 堂	1室	1Fに設置
機能訓練室	1室	【主な設置機器】平行棒,歩行訓練用階段,
		自転車運動練習器他
浴室	2室	【1F】個浴槽3,一般浴槽1,
位 至	△ 至	【2F】機械個浴槽1
医務室	1室	1F看護師室横に設置

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者(利用者)に特別ご負担頂く費用はありません。

☆居室の変更: ご契約者(利用者)から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者 (利用者)の心身の状況により居室を変更する場合がございます。 その際には、ご契約者(利用者)やご家族等の協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

- (1) 居室内~寝具(ベット等), タンス, クローゼット, 洗面台 ※4人居室《多床室》2F12室につきましてはタンス、クローゼットは設置しておりません。
- (2) 居室外~トイレ(身体上、居室内で必要な方はポータブルトイレを使用してい ただきます。)

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者(利用者)に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職種の職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を満たしています。

	職種	職員数	指定基準
1.	施設長(管理者)	1名	1名
2.	介護職員(常勤26名、非常勤18名)	44名	3 4 名
3.	生活相談員(介護支援専門員兼務4名)	4名	2名
4.	看護職員(常勤2名、兼務2名)	4名	3名
5.	機能訓練指導員(看護職員兼務1名)	2名	1名
6.	介護支援専門員(兼務4名)	4名	1名
7.	医師 (嘱託)	1名	必要数
8.	管理栄養士	1名	1名
9.	事務員	3名	必要数
10.	調理員	9名	必要数

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、 1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

《主な職種の職員の勤務体制》

職種		勤務	体	制	
1. 医 師	毎週火曜日	1	4:0	0~1	5:00
	標準的な時間帯に	こおける最低	配置	人員	
	早 番:		7:3	$0 \sim 1$	6:30
	平常1:		9:0	$0 \sim 1$	8:00
	平常2:		9:0	$0 \sim 1$	7:00
2. 介護職員	遅番1:	1	7:0	$0 \sim 2$	1:00
	遅番2:	1	2:0	$0 \sim 2$	1:00
	夜勤1:	1	7:0	0~	8:00
	夜勤2:	2	1:0	0~	8:00
	夜勤3:	2	2:0	0~	9:00
	標準的な時間帯に	こおける最低	配置力	人員	
	平 常:		9:0	$0 \sim 1$	8:00
3. 看護職員	早番:		9:0	$0 \sim 1$	7:30
	遅 番:		9:0	$0 \sim 1$	8:30
	土日祝:		9:0	$0 \sim 1$	8:30
	早 番:		8:3	$0 \sim 1$	7:30
4. 生活相談員	平常:		9:0	$0 \sim 1$	8:00
	日 2:		9:0	$0 \sim 1$	6:00
	早 番:		8:3	$0\sim 1$	7:30
5. 介護支援専門員	平 常:		9:0	$0 \sim 1$	8:00
	日 2:		9:0	$0 \sim 1$	6:00

6. 機能訓練指導員

每週月曜~金曜日

 $9:00\sim18:00$

☆土・日・祝日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。 当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

(1)介護保険の給付対象となるサービス(契約書第1条参照) 以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食 事

- ・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者 (利用者)の身体の状況および嗜好を考慮し適時適温で食事を提供します。
- ・ご契約者(利用者)の栄養状態を適切にアセスメントし、低栄養状態等の予防・ 改善等を図る等、その状況に応じて多職種協働により栄養ケア・マネジメントを 行います。
- ・ご契約者(利用者)の自立支援のため離床して食堂やデイルームにて食事を摂っていただくことを原則としています。
- ・医師の処方箋により、治療食としての特別食(糖尿病等)を提供し、ご契約者 (利用者)の健康管理に努めます。

【食事時間】

朝 食 7:30~8:00 昼 食 11:30~12:00 夕 食 17:00~17:30

- ②入 浴
 - ・身体の清潔保持に努め入浴又は清拭を週2回行ないます。(可動日月曜~土曜日)
- ③排 泄
 - ・排泄の自立を促すため、ご契約者(利用者)の身体能力を最大限活用した援助を 行います。
- ④機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、ご契約者(利用者)の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤健康管理
 - ・医師や看護職員が、ご契約者(利用者)の日々の健康管理に留意して援助を行います。
- ⑥その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、ご契約者(利用者)の心身等の状況に応じて離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容、が行われるよう援助します。
- ⑦重度化への対応
 - ・重度化が進むなか、ご契約者(利用者)ニーズに対応できる体制の確保として、「看取りに関する指針」及び「オンコール体制マニュアル」に沿い看護体制の強化に努

め援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第4条参照)

別紙「サービス利用書」により、ご契約者(利用者)の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と居住費、食費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービス利用料金は、ご契約者(利用者)の要介護度に応じて異なります。

- ☆ご契約者(利用者)がまだ要介護認定を受けていない場合はサービス利用料金の全額 を一旦負担いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護 保険から払い戻されます(償還払い)。 償還払いとなる場合、ご契約者(利用者)が 保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を 交付します。
- ☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者(利用者)の負担額を変更します。
- ☆居住費、食費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証 に記載している負担限度額とします。(但し、ガイドラインとなる利用者負担第4 段階のご契約者(利用者)については、別紙「サービス利用書」に示す。)
- ☆社会福祉法人揺籃会は、低所得利用者負担の減免を市町村が認めた方について、保 険給付対象サービス利用料と居住費及び食費について、1/4 (老齢福祉年金受給 者は1/2)を減免いたします。
- ☆ご契約者(利用者)が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は下記の通りとなります。

利用料金:1日 246円(6日以内のみ)

(2)(1)以外のサービス

以下のサービスは利用料金の金額がご契約者(利用者)のご負担となります。 〈サービスの概要と利用料金〉

①理髪・美容

「 理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用頂けます。 利用料金:1回あたり調髪のみ2,000円

②貴重品管理

ご契約者(利用者)の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。 詳細は、以下の通りです。

- ○管理する金銭の形態 : 施設の指定する金融期間に預け入れている預金
- ○お預かりするもの : 上記貯預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書
- ○保管管理者 : 施設長
- 〇出納方法:手続きの概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者 へ提出していただきます。
 - 保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引出しを行います。
 - ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金 : 1日あたり 60円(月次額1,800円:30日想定)

③複写物の交付

ご契約者(利用者)は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、 交付を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

○交付料金 : 1枚につき 10円

④レクリエーション、クラブ活動等

当施設では必要な教養娯楽設備を用意するとともに生活を実りあるものとする 為適宜レクリエーションや行事等に参加していただくことができます。

○利用料金: 保険加入等必要な場合実費

⑤予防接種

インフルエンザ等予防接種を希望される方については、自己負担額にて受ける 事ができます。

⑥その他

上記に掲げるもののほか、事業サービスにおいて提供される便宜のうち、日常 生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご契約者(利用者) に負担させることが適当と認められた場合にはご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第4条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 窓口での現金支払い
- イ. 指定口座への振込み(北空知信用金庫 納内支店 0069945) ※当施設で金品をお預かりする方は、施設の担当職員が代行いたします。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者(利用者)の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受ける事ができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	深川第一病院
所在地	深川市あけぼの町1番1号
診療科	内科・眼科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	杉村歯科医院
所在地	深川市4条9番28号

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者(利用者)に退所して頂く事になります。

- ①要介護認定によりご契約者(利用者)の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖 した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者(利用者)から退所の申し出があった場合(詳細は以下を参照)
- ⑥事業者から退所の申し出があった場合(詳細は以下を参照)
- (1) ご契約者(利用者)からの退所の申し出[中途解約・契約解除](契約書第10条参照) 契約の有効期間であってもご契約者(利用者)から当施設からの退所を申し出るこ とができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提 出下さい。

但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退所する事ができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者(利用者)が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設 サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が個人情報保護に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者(利用者)の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合[契約解除]

(契約書第11条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者(利用者)が、契約締結時にその心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者(利用者)により、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者(利用者)が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者(利用者)が連続して3ヶ月を超えて入院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者(利用者)が介護老人福祉施設に入所した場合もしくは介護療養型医療 施設に入院した場合
- *ご契約者(利用者)が病院等に入院された場合の対応について(契約書第12条参照) 当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

▶1. 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内入院された場合は、退院ご再び施設に入居することができます。 但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

*1日あたり 246円

2. 3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。 但し、入院時に予定されていた退院日よりも早く退院された場合等、退院時に施設 の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護(ショートス テイ)の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の 利用料金をご負担いただく必要はありません。

3. 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、本契約を解除する場合があります。 この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者(利用者)が当施設を退所される場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者(利用者)の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者(利用者)に対して速やかに行います。

- ○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ○居宅介護支援事業所の紹介
- ○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人(残置物引取人)(契約書第13条参照)

契約締結にあたり、身元引受人を1名お願いいたします。身元引受人に行っていただく内容については以下のとおりです。

- (1) 身元引受人には、ご契約者(利用者)の契約に係る一切の債務について、ご契約者と連携して履行する責任をおっていただきます。
- (2) 身元引受人には、前項の責任のほか、次の各号の責任を負っていただきます。
 - ①ご契約者(利用者)が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するようにご協力いただきます。
 - ②契約解除または契約終了の場合、事業者と連携してご契約者(利用者)の状態に見合った適切な受入先の確保に努めていただきます。
 - ③ご契約者(利用者)が死亡した場合のご遺体の引取り等必要な対応を行っていただきます。

入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者(利用者)自身が引取れない場合に備えて「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。また、 引渡しにかかる費用については、ご契約者(利用者)または残置物引取人にご負担い ただきます。

8. 身体拘束原則禁止(契約書第16条参照)

ご契約者(利用者)の人間としての尊厳を損なわないため、また、心身機能の低下 や心理状態の悪化を招く事とならぬように、生命・身体を保護するため緊急やむを 得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する事を原則禁止します。

身体拘束はやむを得ない場合においても、「身体拘束検討委員会」にて詳細かつ厳 正に検討し、ご契約者(利用者)やご家族に対して説明とそれに対する協議をし確認 をいただきます。

9. 事故等の対応について(契約書第17条参照)

事業者は、ご契約者(利用者)への身体介護等の実施に際して利用者に怪我や体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

- ○事業者が利用者への身体介護等の実施にあたってご契約者(利用者)の生命・体・財産に損害を与えた場合には、その損害を補償します。但し、当施設の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。
- ○事業者が行うサービス提供にあたりご契約者(利用者)に事故や体調の急変が 生じた場合にはご家族への通知はもとより、「介護事故防止委員会」にて詳細 かつ厳正に検討しご契約者(利用者)の事故再発防止へむけて協議を行います。
- ○リスクマネジメント資質の向上を図るため、定期的に研修を実施します。
- 〇以上の措置を適切に実施するため、安全対策担当者を設置し、組織的に安全 対策を実施できるよう体制を整備し講じてきます。
- ○安全対策担当者 [職名] 施設サービス係長 鈴 木 啓

10. 苦情の受付について(契約書第15条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ○苦情解決責任者 [職名] 施設長(管理者) 山 崎 智 広
- ○苦情受付窓口(担当者)[職名] 施設サービス係長 鈴 木 啓
- ○受付時間 毎週月曜日~金曜日 9:00~18:00

(緊急の場合、24時間対応)

また、当施設内ではご意見箱を3ヶ所(正面玄関、1.2階介護室)設置。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

深川市市民福祉部 高齢者支援課	所 在 地:深川市2条17番17号 電話番号:(0164) 26-2238 FAX:(0164)22-8134 受付時間:月曜日~金曜日 8:45~17:15
国民健康保険団体連合会 苦情処理委員会	所 在 地:札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号:(011) 231-5175 FAX:(011)233-2178 受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:15
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所 在 地:札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 電話番号:(011) 204-6310 FAX:(011)204-6311 受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:15

11. 福祉サービス第三者評価事業について

介護事業所としてサービスの質の向上や事業の透明性を確保する観点より福祉サービス第三者評価を受審することが求められております。当事業所としては以下の通りとなっております。

- ○第三者評価の有無: 無
- ○実施した直近の年月日:
- ○実施した評価機関の名称:
- ○評価結果の開示状況:

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明 を行いました。

指定介護老人福祉施設:特別養護老人ホーム清祥園

説明者職名:

氏 名:

私は、	本書面に	基づいて事	事業者から	重要事項0	説明を受け、	指定介護福祉サー	-ビスの
提供開始	台に同意し	ました。					

利用者·契約者住所:

氏 名:

代筆者住所:

氏 名:

*この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の 規程に基づき、入居申込者またはその家族への重要事項説明のために作成した ものです。

(附 則)

- ○本重要事項説明書は平成26年1月17日制定し、平成26年4月1日より施行する。
- ○4. 職員の配置状況の一部を平成26年6月2日に改正し、平成26年5月1日 に遡り適用する。
- ○4. 職員の配置状況の一部を平成27年4月1日に改正し、平成27年4月1日 に適用する。
- ○5. 当施設が提供するサービスと利用料金の一部を平成27年9月1日に改正し、平成27年9月1日より適用する。
- ○3. 居室の概要の一部を平成28年1月4日に改正し、平成28年1月4日より 適用する。
- ○4. 職員の配置状況、10. 苦情の受付についての一部を平成28年4月1日に改正し、平成28年4月1日より適用する。
- ○4. 職員の配置状況の一部を平成29年1月4日に改正し、平成28年11月1日より適用する。
- ○4. 職員の配置状況の一部を平成29年4月1日に改正し、平成29年4月1日 より適用する。
- ○1. 施設経営法人の一部を平成29年6月30日に改正し、平成29年6月14日より適用する。
- ○2.ご利用施設、3.居室の概要、4.職員の配置状況、5.当施設が提供するサービスと利用料金、6.施設を退所していただく場合(契約の終了について)、10.苦情の受付についての一部を平成30年3月30日に改正し、平成30年4月1日より適用する。
- ○11. 福祉サービス第三者評価事業についてを追加する。平成31年1月9日に改正し、平成31年1月9日より適用する。
- ○4. 職員の配置状況の一部を平成31年4月1日に改正し、平成31年4月1日 より適用する。
- ○4. 職員の配置状況の一部を令和元年7月5日に改正し、令和元年6月1日より 適用する。
- ○4. 職員の配置状況の一部を令和2年1月6日に改正し、令和元年12月17日 に遡り適用する。
- ○1. 施設経営法人の一部を令和2年1月14日に改正し、令和2年1月1日に遡り適用する。
- ○記名、捺印欄の一部を令和2年1月14日に改正し、令和2年1月14日より適用する。
- ○4. 職員の配置状況の一部を令和2年3月3日に改正し、令和2年2月1日に遡り適用する。
- ○4. 職員の配置状況及び5. 当施設が提供するサービスと利用料金、10. 苦情の受付についての一部を令和2年7月27日に改正し、令和2年7月1日に遡り適用する。
- ○4. 職員の配置状況及び5. 当施設が提供するサービスと利用料金の一部を令和 3年4月26日に改正し、令和3年4月1日に遡り適用する。
- ○9. 事故等の対応についての一部を令和3年7月26日に改正し、令和3年8月 1日より適用する。

- ○4. 職員の配置状況の一部を令和4年5月26日に改正し、令和4年4月1日に 遡り適用する。
- ○2. ご利用施設、9. 事故等の対応、10. 苦情の受付についての一部を令和4 年6月23日に改正し、令和4年7月1日より適用とする。
- ○4. 職員の配置状況の一部を令和5年5月25日に改正し、令和5年4月1日に 遡り適用する。
- ○10. 苦情の受付についての一部を令和5年10月27日に改正し、令和5年10月10日に遡り適用する。